

昭和60年 4 月 1 日

鞍手町要綱第 3 号

鞍手町行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 行財政改革の推進を図るため、鞍手町行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 行財政改革の実施状況の公表に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、各課室局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(調整会議)

第 6 条 本部に調整会議を置く。

2 調整会議は、副町長、総務課長、まちづくり課長及びプロジェクトチーム等の代表者をもって構成し、所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議の議事とする事項の調整に関すること。
- (2) その他本部の会議の運営に必要な事項の調整に関すること。

(プロジェクトチーム等)

第 7 条 本部の統括の下、必要に応じて、各種のプロジェクトチーム、グループ会議（以下「プロジェクトチーム等」という。）を置くことができるものとする。

(職員以外の者の出席)

第 8 条 本部長が必要であると認めるときは、本部の会議、調整会議及びプロジェクトチーム等の会議に職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 9 日告示第 44 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日告示第 32 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 30 号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 3 日告示第 20 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日告示第 29 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日告示第 23 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日告示第 20 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鞍手町行財政改革推進本部名簿

推進本部役職	所属・役職	氏 名
本部長	町 長	岡 崎 邦 博
副本部長	副町長	折 尾 敬 敏
本部員	総務課長	梶 栗 恭 輔
〃	まちづくり課長	高 橋 奈美江
〃	管財課長	石 田 正 樹
〃	税務保険課長	石 田 克
〃	住民環境課長	大 村 俊 夫
〃	福祉人権課長	田鶴原 竜 二
〃	健康こども課長	沼 野 葉 子
〃	産業振興課長 (兼農業委員会事務局長)	柴 田 隆 臣
〃	都市整備課長	西 生 卓 矢
〃	会計課長 (兼会計管理者)	小長光 弘 平
〃	上下水道課長	神 谷 徹
〃	教育課長	森 永 健 一
〃	議会事務局長	武 谷 朋 視

■ 事務局

統 括	総務課長	(梶 栗 恭 輔)
庶務総括	総務課 人事庶務係長	長 浦 良
庶務担当	総務課 主査	三 戸 公 則